

学 校再編準備委員会 だより

(PTA 部会)

再編準備委員会第 7 回 P T A 部会を開催しました

開催日時：令和 8 年 5 月 15 日（金）19 時 00 分から 20 時 00 分

開催場所：東見中学校 音楽室

概 要：前回の協議結果の確認後、「研修費等支給規程」及び「PTA 慶弔規程」について協議を行いました。

【前回の協議内容の確認】

新 PTA 会則における「会員」「委員会」「会議」について取りまとめ、協議した内容を再確認し、修正なしとなりました。

【今回の協議結果】

「研修費等支給規程」及び「PTA 慶弔規程」の項目について、2 中学校の規程及び全国 P T A 連絡協議会の公開資料を参考に協議を行い、以下の通りとなりました。

○「研修費等支給規程」について

PTA 研修会等への参加は以前に比べ減っていますが、規程としては必要なものと判断し、協議の結果、次のとおりとなりました。

研修費等支給規程

- 第 1 条 この規程は、P T A 会員が研修会等に参加した場合の研修費等の支給に関し、必要な事項を定める。
- 第 2 条 研修会等参加時に徴収された参加費や資料代の実費を支給する。
なお、金額については領収書等にて確認するものとする。
- 第 3 条 研修会等に参加するための旅費を支給する。支給額については、市内外を問わず、県費職員の旅費規程に準ずるものとする。
- 第 4 条 駐車料金がかかった場合には、実費を支給する。
なお、金額については領収書等にて確認するものとする。
- 第 5 条 本規程は総会の決議によって、改廃することができる。

附則

この規程は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

○「PTA 慶弔規程」について

東児中の PTA 慶弔規程を基本に、時代に即した支給要件に見直しを図ることとし、協議の結果、次のとおりとなりました。

PTA 慶弔規程

- 第 1 条 この規程は、生徒及び PTA 会員への慶弔金に関し、必要な事項を定める。
- 第 2 条 生徒が死亡した場合は、役員代表者が会葬し、10,000 円の香典料をお供えする。
- 第 3 条 生徒の保護者が死亡した場合は、10,000 円の香典料をお供えする。
- 第 4 条 教職員が死亡した場合は、10,000 円の香典料をお供えする。
- 第 5 条 会員の家屋が非常災害を受けた場合は、代表役員で協議して見舞い金を贈る。
- 第 6 条 その他必要が生じた場合は、代表役員の協議をもって適当な処置をとることができる。
- 第 7 条 本規程は総会の決議によって、改廃することができる。

附則

この規程は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

【継続協議事項】

P T A は任意団体であることから、加入は強制ではなく個人の自由となるため、PTA への入退会のあり方を検討することとしました。このことは、会則における「会員」及び「会計」にも影響するため、内容について次回以降協議することとしました。

学校再編に関する情報は、市のホームページで確認できます。

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/kyouiku/50734.html>

市民センターでも閲覧できます。

